

別表第4 小規模建築物に関する遵守基準（第11条関係）

整備項目	遵守基準
1 出入口	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する出入口は、次に掲げるものとする。ただし、直接地上へ通ずる出入口、利用居室（不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する居室をいう。以下この表において同じ。）の出入口並びに便所及び便房（次項に定めるものに限る。）の出入口に限る。</p> <p>ア 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けないことができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、高齢者、障害者等が通行することができるときは、この限りでない。</p> <p>ウ 直接地上へ通ずる出入口と利用居室の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保すること。ただし、上下階の移動に係る部分は、この限りでない。</p>
2 便所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設け、当該車椅子使用者用便房及び便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>ア 腰掛式の大便器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用することができるような空間を確保すること。</p> <p>ウ 直接地上へ通ずる出入口と当該便房の出入口を結ぶ通行可能な経路を確保すること。ただし、上下階の移動に係る部分は、この限りでない。</p>
3 敷地内の通路	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する敷地内の通路（道等から1の項に定める要件を満たした直接地上へ通ずる出入口までのものに限る。）は、1以上を次に掲げるものとする。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 通行の際に支障となる段差を設けないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>（ア） 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設する場合</p> <p>（イ） 敷地の状況、施設の構造その他の事情により段差を設けないこと</p>

	ができない場合において、当該建築物を管理する者の介助等により、 高齢者、障害者等が通行することができるとき。
--	---

備考 この表は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する部分
について適用する。